

令和5年度 指定障害福祉サービス事業者等実地指導 実施計画

1 指導重点事項

(1) 事業運営の適正化と透明性の確保

- ア 人員の資格及び員数が基準を満たしているか。
- イ 介護給付費等の算定（加算・減算を含む。）が基準を満たしているか。また、算定の根拠となる記録等が適切に整備されているか。
- ウ 管理者が従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行っているか。

(2) 利用者の尊厳保持と利用者本位のサービス提供

- ア 利用者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者及び管理者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。
- イ 個別支援計画が利用者の個々の状況に即して作成（変更）されており、それに基づく適切な支援が行われているか。
- ウ 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行っていないか。また、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、必要な事項を記録しているか。

(3) 利用者の安全確保と非常災害時における体制整備の強化・徹底

- ア 火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための実効性のある具体的計画が策定されているか。
- イ 関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策を講じているか。

2 指導対象の選定

(1) 指導対象

令和5年4月1日に現存（休止を除く。）する事業所及び年度途中に指定を受けた事業所を指導対象とする。

(2) 選定方法

- ア 指導対象の事業所のうち、相当の期間にわたって未実施となっている事業所を中心を選定する。
- イ 事業者間の均衡や事業者の負担を考慮し選定する。